

## 復興公営住宅の現状と課題

住みよい復興公営住宅を考える住民の会

会長 川名 清

(田子西復興公営住宅町内会会長)

「住みよい復興公営住宅を考える住民の会」(以下住民の会)の今までの経緯

2016年 6月 全復興公営住宅が完成

2017年 5月 「6年目以降の家賃問題」に取り組む、署名2,701筆

2017年 11月 郡仙台市長に要望

2018年 2月 仙台市は独自に5年間減免延長を決定

2019年 7月 仙台市に要望書提出「収入超過者」、「共用部LED照明器具の交換費用」、  
「コミュニティーづくり」など

2019年11月17日結成のつどい(設立総会)

2020年 3月 「LED照明器具の交換費用」の仙台市負担決定

2020年 7月 仙台市住宅管理課懇談

2021年 1月 仙台市に要望書提出 「町内会入会促進」、「共用設備使用料等の町内会負担の廃止」、「事務委託契約について」など

2021年 2月 仙台市住宅管理課懇談(家賃減免制度についての要望)

2021年 10月 11年目以降の家賃減免制度についての要望

2022年 2月 11年目以降の家賃減免制度は従来の家賃減免制度を適用

### 課題

家賃減免制度では非課税収入が収入月額に反映されること、年金収入の方の控除額が年金控除から所得控除に変更され、収入月額が大幅に増額することにより、家賃が増額し、減免そのものが適用されない状態になる方もおります。

この減免制度が制定された時代と違って、少子高齢化の現代、見直しを求めたいと思います。

- 1 児童手当を組み込まないこと、
- 2 年金受給者の控除は既得権とも言える年金控除を適用すること
- 3 各個人個人が納得が得られるまで、今回の減免制度の説明を求めます。

以上

## 国の災害復興工事と下請代金未払い問題を考える

宮城一般労働組合 顧問 及川 薫

### 1、 パナホームの石巻復興住宅未払い事件 2017年10月完成

災害復興住宅工事契約は、公募型買取市営住宅制度(応募型プロポーザル)となっている。パナホームが建設着工し、パナホームから石巻市が復興住宅を買い取る仕組みになっている。この仕組は、公営復興住宅建設の主体である石巻市の姿が見えなくなり、パナホームが発注者となり、建設業法にある元請責任・立替払いが不明確となった事件である。

結果的に4次下請業者への追加工事分約3500万円の未払いが発生し、この不払対策として、石巻市、宮城県、国土交通省に何度も交渉を行ったがその壁を超えるのに5年間も費やした。解決の勝因は、仙台高裁判決であり、パナホームに実質元請責任を命じた成果は、公営住宅買取制度の盲点を見事に崩したものであり、全国的住宅建設工事不払いに一石を投じたものである。

### 2、 気仙沼市発注の道路拡幅工事事件 2021年4月工事着手

宮城県担当者によれば「この道路工事は、国の交付金事業で運用については市に裁量権がある」として、気仙沼市に対する発注者責任を鋭く追及した事例である。一次下請企業(株)Vは、約1400万円の未払額を回収できず、22年5月労務費未払倒産する。元請け企業本社である旭栄は岡山市にあり、前渡金4600万円の流用、第三者系列企業を介在させ、工事内容に難癖をつけ、元請責任を回避した事件である。

気仙沼市の発注者責任、元請契約・現場管理など不問に付され、災害復興事業における行政責任について社会問題化する必要がある。

### 3、 宮城県発注の丸森町雉尾川復興工事事件 2021年1月受注

元請け企業 山和建设(山形県小国町)

一次下請 除染・減容事業協同組合(福島県飯館村)

2次下請 (株)センソク(仙台若林区) 測量工事 代金未収額 200万円

このケースは、発注者の大河原土木事業所が、請負業者が決まらず難航し、ようやく山形の企業が元請けとなり、経営不振の悪質一次下請企業が参画し、支払期日を守らず、宮城県の発注者責任を追及するも未解決となっている。

#### 4、建設業法と監督官庁の指導責任

パナホーム事件      買い上げ方式は建設業法の適用外      関与できない  
気仙沼 事件          元請と一次下請の工事契約      民事で解決を  
丸森事件              測量業務は、建設業に該当せず      関与できない

#### 5、公共事業における下請不払いがなぜ発生するのか

「建設業法」は、1949年5月に法案化され、戦後復興の大型公共事業、大手建設業の横暴規制の役割と下請工事代金、労賃の未払い防止を目的に、中小建設業者の経営安定に積極的貢献があった。しかし、この30年間、法規制が緩和され、建設業法が無力になっている。霞が関のデータ改ざん、隠蔽、資料廃棄など決して無関係ではない。法律の番人がいなくなっている。

以上

## 茂庭台マンション被害判定変更裁判の教訓

仙台市議会議員 嵯峨サダ子

東日本大震災で太白区茂庭台の同じ敷地内に建てられたマンション9棟のうち、1棟が大規模半壊から一部損壊に変更され訴訟になった経過と教訓について報告します。私がこの問題に関わることになったきっかけは、2011年5月に日本共産党市議団と県議団が主催した「マンション相談会」に問題のマンションの住民が参加し、お話を聞いたことからでした。このマンションは14階建てで、118戸の建物です。1回目の建物調査で一部損壊のり災証明書が発行されましたが、住民はこれを不服とし区役所に再調査を申請しました。その結果、調査が行われ大規模半壊のり災証明書が発行されました。住民は同封された生活再建支援金等のお知らせ文書を基に支援金を受け取り、破損した住宅の修繕を行いました。

ところが、住民が再申請をしていないにもかかわらず市は4か月後の12月に職権と称して勝手に調査を行い、翌年の2月に一部損壊のり災証明書を発行しました。市の説明によれば、「マンションの共用部分の階段と梁の接合部分の被害をマンション本体の構造体力上主要な部分の被害と誤認し、大規模半壊に該当する被害と誤認した」というものです。被害判定変更に伴い区役所が住民説明会を開いて、すでに減免した市税、国税、国保料、後期高齢者保険料、介護保険料、保育料の返還及び生活再建支援金の返還も求められると説明しました。住民からは、「市に勧められて支援金を使い修繕したのに、いまさら返せなんてひどい。納得がいかない」「梁に亀裂が入ったのに、一部損壊とはおかしい」など、疑問や怒りが噴出しました。

2012年5月、当事者からの申請のない調査は無効であり、調査の内容にも問題があるとして住民のみなさんが当時の奥山恵美子市長に対して判定の無効を求める要望書を提出しました。住民の代表が3度目の調査は無効であることや、本来「柱」と同等の構造体とすべき梁の損傷を0点と査定していることなどの問題点を専門家の意見も添えて指摘しました。参加した住民は自分たちの責任ではないのに、税金の滞納者扱いされ、職場にまで督促の電話が入る理不尽な対応について口々に訴えました。市には、この他に公開質問状を提出し、宮城県には支援金の返還を求めないよう要請行動を行いました。

生活再建支援金の返還についてですが、大門実紀史参院議員を通じて内閣府に確認してもらったところ、「内閣府は行政の処分による不利益変更は慣例としてやらない。したがって、支援金も返還を求めるつもりはない。国から言い出すことはない」という回答でした。その後、内閣府は都道府県会館に対し、「支援金につき、職権により取り消して住民に返還請求することは困難である」という内容の書面を送付しました。しかし、都道府県会館は頑固に態度を変えることはありませんでした。

市の被害判定の取扱いも異例でした。熊本地震の後、熊本市の担当者が仙台市のり災証明書の発行に関し、「1回目の判定より2回目の判定が低くなった場合はどう取り扱うのか」質問しました。これに対し市は、「被害判定が高い方を採用している」と答えました。それならば、なぜ茂庭台のマンションはそれと違う対応をしたのでしょうか。

太白区役所は2ランクもの判定引き下げに伴う影響を考え、財政当局に対しせめて半壊扱いにできないか。そうすれば、保育料等の独自減免は返還を求めなくて済むという要望をしていたことが後になってわかりました。

住民のみなさんは何度も話し合いを重ねるなかで、理不尽なやり方は絶対に認められないとして、市と都道府県会館に対し訴訟を起こすことを決めました。原告団を組織し、10人の世話人を中心に弁護団との相談に精力的に取り組みました。支援金の裁判は東京で行われ、住民が涙ながらに意見陳述しました。一審の東京地裁では、住民の請求は退けられましたが、二審の高裁判決は「り災証明の変更は、住民に責任があるものではない」と指摘し、支給取り消しは「生活の安定」という制度の趣旨に反する」と判断が下され、住民側の逆転勝訴となりました。ところが、昨年(2021年)6月4日、最高裁は「被害判定は一部損壊が妥当」とし、その上で、「住民が支援金を返還させられる負担感は小さくないが、やむを得ない」と述べて支援金の返還を命じる判決を下しました。不当判決です。

住民は被害判定の変更で翻弄された上、10年経って返還を求められることになりました。精神的苦痛と財政的負担を強いられた住民の悔しさは余りあるものです。今年の第1回定例議会の一般質問で私はこの問題を取り上げました。裁判が終わったことと、議員や市の職員も当時のことを知る人が少ない中で、何が起きてどういう問題があったのかを議事録に残す必要があると思ったからです。私は今回のような運用が認められて、一旦受け取った支援金を返せと言われたら、怖くて支援金を使えない事態になる。これは生活再建支援法の趣旨に反する。これをどのように考えているのか、市長に問いました。郡和子市長は「被災された方にとって、支援金

の返還を求められることは、負担感を感じられるものと推察される。対象の方が返還により生活に困ることがないように丁寧な対応に努める」と答えるにとどまりました。

裁判を通じて明らかになったのは、被災者である住民には何らの責任がないこと。住民からの再調査要請に基づかない再々調査は、手続き上全く予定されていないこと。「梁の一部が損傷・剥落」したので、「大規模半壊」が相当であるということです。仙台市の行為は被害建物の迅速な調査と生活再建につなげるという法の趣旨に反し、被災者を苦しめたことは大きな誤りであり、判定業務に汚点を残したと言わざるを得ません。

最後に、10年間に及ぶ長い闘いを続けてこられた住民の団結と正義に心から敬意を表します。

以上